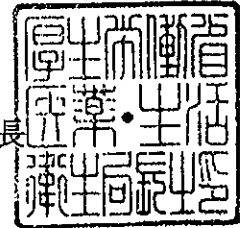


薬生発 0218 第 3 号
平成 28 年 2 月 18 日

全国化学工業薬品団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和
35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及
び法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途については、医薬品、医療機器等の品
質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬
物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成 19 年厚
生労働省令第 14 号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等
の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 21 号）
が公布されたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長
宛てに、別添写しのとおり通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周知
をお願い申し上げます。